



茨木市（以下「甲」という。）と学校法人大阪医科薬科大学（以下「乙」という。）は、令和5年1月31日付けで締結した覚書及び令和5年8月22日付けで締結した覚書（その2）の協議について、甲乙協力しながら、より一層進めるためのプロジェクトチームの設置を行うにあたり、本覚書を締結する。

（設置）

第1条 甲及び乙は、甲誘致にかかる乙病院（以下「誘致病院」という。）の開設、医療機能、誘致病院を拠点としたまちづくり及び公的支援その他の実現可能な誘致病院の運営等の検討を行うためのプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（組織）

第2条 プロジェクトチームは、全体統括のほか、次の組織をもって構成する。

- (1) 医療グループ
- (2) 健康・医療×まちづくりグループ
- (3) 財務グループ

（所掌事務）

第3条 全体統括は、前条に掲げるグループを統括し、全体協議を行う。

- 2 医療グループは、甲の地域医療の充実を図るため、実現可能な誘致病院の医療機能、医療提供体制等について検討を行う。
- 3 健康・医療×まちづくりグループは、誘致病院を拠点とした実現可能な阪急茨木市駅東口のまちづくりについて検討を行う。
- 4 財務グループは、甲の財政や建築費、物価高騰等の影響を踏まえ、誘致病院を実現するために必要な公的支援のあり方等について検討を行う。

（構成員）

第4条 第2条の全体統括及び同条に掲げるグループを構成する構成員は甲及び乙において、それぞれ選出するものとする。

（費用負担）

第5条 構成員の活動に係る経費は、甲乙それぞれが負担するものとし、その他の経費については、その都度、甲乙が協議するものとする。

（覚書の解除等）

第6条 甲又は乙が、理由を明らかにしたうえで本覚書の解除又は一部変更を申し出たときは、甲乙協議の上、本覚書の解除又は一部を変更することができる。

（庶務）

第7条 プロジェクトチームの庶務は、茨木市健康医療部医療政策課において

処理する。

(その他)

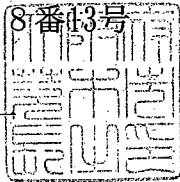
第8条 本覚書の解釈に疑義が生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

本覚書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
茨木市長 福岡洋



乙

大阪府高槻市大学町2番7
学校法人大阪医科薬科大学
理事長 佐野浩

